

令和7年度山形県防災士養成研修講座開催要綱

1 目 的

地域の防災力の強化を図ることを目的として、平常時には、自主防災組織における訓練の企画・指導、地域住民への防災知識の普及活動を行い、災害発生時には、応急対策活動にあたる、地域防災の中核となる防災士を養成します。

2 主 催

山形県

3 開催日時及び会場

	日 時	会 場
A 日程 【庄内会場】	令和7年10月25日（土）8:45 ～ 18:00 令和7年10月26日（日）8:50 ～ 18:00	庄内総合支庁講堂 （三川町大字横山字袖東 19-1）
B 日程 【村山会場】	令和7年11月8日（土）8:45 ～ 18:00 令和7年11月9日（日）8:50 ～ 18:00	県庁講堂 （山形市松波二丁目 8-1）
C 日程 【村山会場】	令和7年11月29日（土）8:45 ～ 18:00 令和7年11月30日（日）8:50 ～ 18:00	県庁講堂 （山形市松波二丁目 8-1）

※気象警報の発表等により、講座の開催を中止することがあります。

4 受講対象者

県内在住で、次のいずれかに該当し、「5 受講要件」を満たす方

- ・市町村からの推薦を受ける方【A日程：最上・庄内地域の方、B、C日程：村山・置賜地域の方】
（1）居住する地域の自主防災組織（結成予定含む。）のリーダー又はそれと同等の活動（予定を含む。）をしている方、市町村の職員等
- ・一般応募の方【A日程～C日程のいずれかに申込】
（2）地域防災に関心のある方（市町村からの推薦を受けない上記（1）の方含む）

5 受講要件

- （1）事前学習レポート（自宅学習）を本講座初日に提出すること。
- （2）原則、本講座初日までに救急救命講習を受講すること。
本講座初日までに受講できなかった場合は、講座終了後、速やかに受講すること。
- （3）本講座の全カリキュラムを受講するとともに、防災士資格取得試験を受験し、合格した場合は防災士資格の認証登録を行うこと。

6 申込方法

- （1）市町村からの推薦を受ける方
在住又は在勤する市町村（防災担当課）にお問い合わせください。
- （2）一般応募の方
次のいずれかの方法によりお申し込みください。

・郵送による申込

受講申込書（様式1）を記入のうえ、特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミルまで提出してください。なお、企業等が一括して申込みを行う場合は、受講申込書（様式1）に受講申込者一覧（様式2）を添付してください。

【提出先】 〒990-0828 山形県山形市双葉町二丁目 4-38 双葉中央ビル 3 階
特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル

・【やまがた e 申請】による申込

以下の URL より、「手続き名」を検索のうえお申し込みください。

https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action

（手続き名） 令和 7 年度山形県防災士養成研修講座受講申込（個人）

令和 7 年度山形県防災士養成研修講座受講申込（企業・団体）



【やまがた e 申請】

※上記（１）及び（２）の両方に申込みを行うことはできません。

7 申込期間

令和 7 年 7 月 30 日（水）～ 令和 7 年 8 月 29 日（金）必着【A 日程～C 日程共通】

8 募集定員

【A 日程】100 名 【B 日程】100 名 【C 日程】100 名

※定員を超える申込があった場合、抽選等により県が受講者を決定します。

9 受講の決定

（１）申込者に受講の可否を通知します。

（２）受講者には納付書及び関係書類を送付しますので、期日までに受講料（下記 10（１）参照）を納付してください。納付後、防災士資格取得試験の受験に必要な書類を山形県防災危機管理課に提出してください。なお、教本は入金確認後に配布します。

10 受講料

一人あたり 12,000 円

【内訳】①教本代：4,000 円、②資格取得試験受験料：3,000 円、③認証登録料：5,000 円

（１）「①教本代」及び「②資格取得試験受験料」は、受講決定通知を送付する際に同封する納付書により納付してください。

（２）納付された費用は返金できませんので予めご了承ください。ただし、災害等の特別の事情により講座の開催が中止された場合、「②資格取得試験受験料」は日本防災士機構より返金されます。

（３）「③認証登録料」は、防災士資格取得試験合格後に送付する納付書により納付してください。

11 講義内容

カリキュラムのとおり（地震・津波による災害、災害への備えなど）

12 防災士資格取得試験

（１）２日目の講座終了後に、日本防災士機構による「防災士資格取得試験」を実施します。

（２）試験結果は試験の約 2 週間後に日本防災士機構から受験者本人あてに通知されます。

13 防災士認証登録

（１）防災士認証登録申請には、各消防署等で開催される救急救命講習の修了証、受講証を取得する必要があるため、原則、本講座初日までに最寄りの消防署等で受講してください。

（２）防災士資格取得試験に合格し、救急救命講習を受講された方は日本防災士機構への防災士認証登録申請を行います。申請に関する手続等については、別途、県からお知らせします。

- (3) 登録には「救急救命講習の修了証、受講証等」の写しが必要となりますが、登録申請時点で5年以内に発行されたものであり、かつ発行者が定めた有効期限内のもののみ有効となります。

14 救急救命講習

- (1) 防災士資格認証登録申請の認定対象となる救急救命講習の例

各消防署：普通救命講習ⅠまたはⅡ、上級救命講習、応急手当普及員講習

日本赤十字社：救急法基礎講習、救急法救急員養成講習

- (2) 講習の日程は消防署等に確認をお願いします。なお、受講にかかる費用は受講者本人の負担となります。

15 大学生等への補助金の交付について

令和7年度は、県内在住で大学（大学院を含む）又は短期大学に在学し、山形県内の学校の教育職員を目指す大学

生等が、本講座を受講して防災士資格を取得する場合に、予算の範囲内で資格取得に係る費用を補助します。

詳しくは県HP内、「こちら防災やまがた！」に掲載しておりますのでご確認ください。

16 情報の提供

受講者は、防災士資格取得試験合格後、居住する市町村（推薦を受けた市町村）に対し、県が申込情報を提供することを承諾するものとします。

17 問い合わせ先

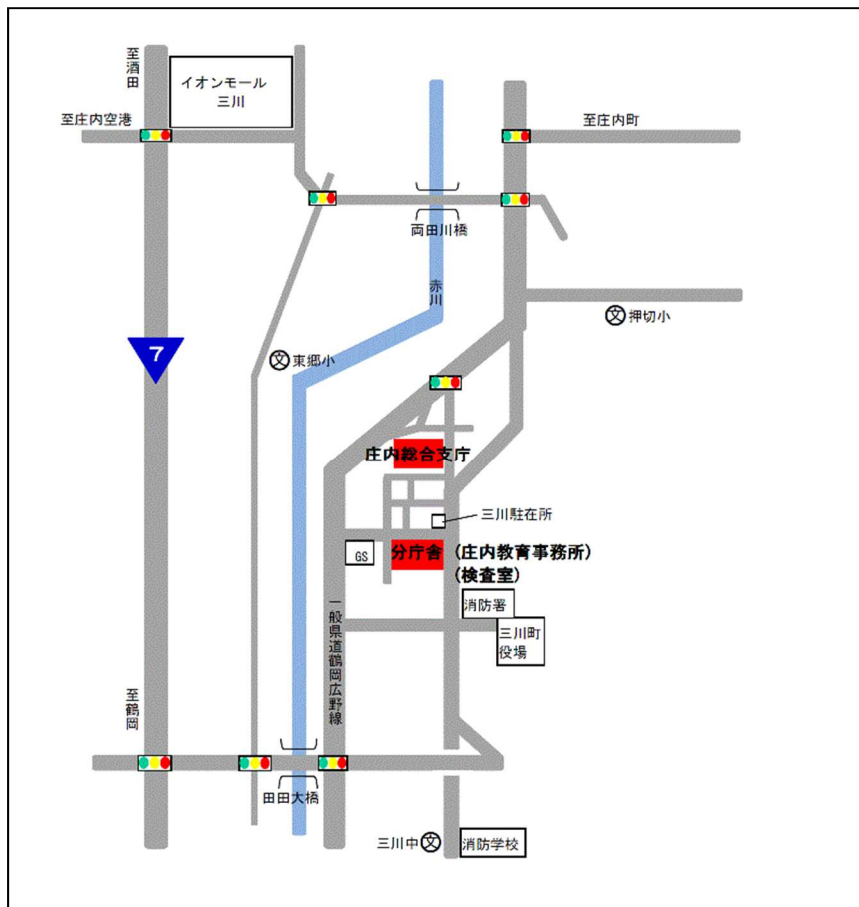
山形県防災くらし安心部 防災危機管理課 防災学習・防災DX推進室

住所：山形市松波二丁目8番1号

TEL：023-630-2255

【会場案内図】

《A 日程》 庄内総合支庁講堂（三川町大字横山字袖東 19-1）



《B, C 日程》 県庁講堂（山形市松波二丁目 8-1）

